

# 綱取ダム維持修繕（貯水池内）業務委託 特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、「綱取ダム維持修繕（貯水池内）業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に記載されていない事項については、岩手県県土整備部制定「土木工事共通仕様書」（令和7年4月1日以降）によるものとする。

## 第2条 目的

本業務は、綱取ダム貯水池内の維持修繕及び貯水池に流入する流木・ゴミ等について、ダム放流設備や水質悪化による下流河川への影響を防止するため、回収除去し、ダムの適切な維持管理を図ること、並びに貯水池周辺の支障木等を伐採し、貯水池に流入する流木を防止することを目的として行うものである。

## 第3条 業務の内容

### （1）流木処理

- ・ 綱取ダム貯水池に流入した流木及び塵芥類（ゴミ等を含む）を作業船で回収し、回収した流木は焼却場へ運搬する。
- ・ 運搬した流木は、ゴミ類を除去し、幹類を発注者が指定する長さに細断し、焼却場内に積置きする。
- ・ 分別した塵芥類（ゴミ等を含む）は、指定する場所へ積置きする。
- ・ ダム管理者により回収された流木についても、積込・運搬、分別を実施するものとする。

### （2）仮桟橋

- ・ 仮桟橋は、7月中旬に設置するものとし、設置期間は8月中旬までの1か月間とする。
- ・ 設置は、監督職員と現地立会により、設置位置・高さ等を決定のうえ行うものとする。

### （3）支障木伐採

- ・ 貯水池周辺（大葛公園内）の支障木の伐採を行う。伐採は監督職員の立会による確認を受けた後に実施するものとする。伐採した支障木は焼却場へ運搬する。
- ・ 運搬した支障木は、幹類を発注者が指定する長さに細断し、焼却場内に積置きする。

### （4）応急作業

- ・ 異常気象の発生又はダム管理上の不具合の発生等に伴い、貯水池を含む綱取ダム管理区域内において応急作業の必要が生じた場合は、監督職員の指示により応急作業を実施することとする。
- ・ 応急作業に必要な経費は、協議の上、設計変更の対象とする。

## 第4条 施設及び機械の使用

本業務にあたり、綱取ダム管理事務所が所有する作業船を無償で貸与するものとする。

### 2 作業船の使用については、次のとおりとする。

- （1）受注者は、流木回収の着手前に監督職員と貸与船舶、船庫、及び係船設備等の使用について操作手順等の説明を受けること。

- (2) 船庫及び船着場の出入口門扉、船庫建物の錠の開閉は、関係者以外の立入りを防止するため、扉を出入りする都度施錠するものとし、やむを得ず常時開放する際は、見張り人を配置すること。
- (3) インクライン巻上機の運転は、巻上げ機の運転業務に係る特別教育を修了した者が行うものとし、台車の走行中は作業員の搭乗、及び接触するがないように十分注意すること。
- (4) 作業船の運航は、気象、水象、地形、地物等の状況に十分注意し、有資格者が行い、作業前には必ず始業点検を実施し、終了後はその都度清掃をすること。
- (5) 作業船の使用後は、「運行管理簿」に記入し、監督職員に提出すること。
- (6) 運行上で異状があった場合はすぐに監督職員に報告すること。
- (7) 作業船の燃料については、作業前、作業終了後に残量を確認し、残量が少なくなった時には監督職員に報告すること。
- (8) 燃料については発注者が支給するものとする。

## 第5条 出来高管理

流木回収量は、1回ごとに作業船集積カゴ内の容積で計測することとし、1回/日以上の監督職員立会による確認を受けることを原則とする。また、写真にてカゴ全景・各寸法を記録すること。

## 第6条 施工時期

流木処理の施工時期は、監督職員と協議するものとし、いつでも作業ができるよう、準備及び人員の召集が可能な体制を整えておくこと。(特にも前線や台風による大雨、強風及び融雪出水等のあと。)

- 2 本業務では、契約日から令和8年3月31日までは、前年度の業務委託と委託期間が重複している。当該期間において、本業務で対象とする業務は、次のとおりとする。
  - (1) 災害等による不測の業務で監督職員が指示するもの。
  - (2) 綱取ダム管理事務所長が必要と認めた業務で監督職員が指示するもの。

## 第7条 その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行うこと。